



埼玉県報

第 2969 号
平成 30 年(2018 年)
1 月 19 日
金曜日

目次

告示

- 自衛官の募集に関する告示（地域政策課）
- アナログミキサーほかシステム一式に関する落札者等の公示（入札課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 行田市南河原土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 北河原土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 測量法に基づく基本測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 桶川市坂田西特定土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更の届出（市街地整備課）
- 県道所沢武蔵村山立川線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道所沢青梅線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道籠原停車場線の区域の変更（熊谷県土整備事務所）
- 県道川口草加線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

告 示

埼玉県告示第三十九号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成三十年一月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 募集種目

自衛官候補生

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格事由に該当しない者

三 採用試験の方法

イ 筆記試験（国語、数学、社会及び作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

四 募集期間

平成三十年一月二十一日（日）から平成三十年二月十三日（火）まで

五 入隊時期（採用予定月）

平成三十年三月下旬から四月上旬

六 試験期日並びに試験場の位置及び名称

イ 試験期日

平成三十年二月十八日（日）

平成三十年二月十九日（月）

ロ 試験場の位置及び名称

埼玉県さいたま市北区日進町一丁目四十番地七

陸上自衛隊大宮駐屯地

七 応募者の受付

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部（埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階 電話〇四八―八三一―六〇四三）及び各地域事務所において受け付ける。

八 各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS―1ビル二階
自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

(電話〇四八―六五一―二四二〇)

ロ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

(電話〇四―二九二三―四六九一)

ハ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

(電話〇四八―四六六―四四三五)

ニ 埼玉県熊谷市筑波三丁目九十番地一国際ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

(電話〇四八―五二二―四八五五)

ホ 埼玉県秩父市宮側町三番地三

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

(電話〇四九四―二二一六一―六一五七)

告 示

埼玉県告示第四十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
アナログミキサーほかシステム一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成29年12月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
ソニービジネスソリューション株式会社
東京都港区港南1丁目7番1号
- 5 落札金額
41,871,600円(税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成29年10月24日

告示

埼玉県告示第四十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年一月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）貫井ビル新築工事

埼玉県蕨市塚越一丁目十番三号外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 駐車場外周は見通しに配慮し、出入庫の際の事故を未然に防止されたい。
- (2) オープン時や休日、その他の混雑時には誘導員を置くなど路上駐車防止に努められたい。
- (3) 出入り口付近には反射鏡を設ける等歩行者の安全対策を講じられたい。
- (4) 工事期間中、関係車両の通行及び駐停車に際しては、歩行者、自転車等の妨げにならないよう配慮されたい。
- (5) 店舗に関連する公道、私道についても近隣住民や店舗と協力の上え清潔を保たれたい。
- (6) 当該所在地は、蕨市の路上喫煙禁止区域内に位置することから、路上喫煙防止対策を講じられたい。
- (7) 店舗周辺には廃棄物を含めて火災を誘発する物品を放置しないよう徹底されたい。

二 縦覧期間

平成三十年一月十九日から平成三十年二月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成三十年一月十二日認可した。

平成三十年一月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

行田市南河原土地改良区

二 事務所所在地

行田市

告 示

埼玉県告示第四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成三十年一月十二日認可した。

平成三十年一月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

北河原土地改良区

二 事務所所在地

行田市

告 示

埼玉県告示第四十四号

平成二十九年埼玉県告示第五百十一号で公示した基本測量は、平成二十九年十二月二十七日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年一月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四十五号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年一月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（さいたま市境界点座標変換業務（北部その一、その二））

三 作業地域

さいたま市北区地内、さいたま市大宮区地内外

四 作業期間

平成二十九年十二月二十六日から平成三十年三月二十日まで

告示

埼玉県告示第四十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第二十九条第一項の規定により桶川市坂田西特定土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の変更の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成三十年一月十九日

埼玉県知事 上田清司

退任した理事の氏名及び住所

飯島 登 埼玉県桶川市大字坂田百七十二番地

梅原美 男 埼玉県桶川市大字坂田千三百三十一番地八

岡地 優 埼玉県桶川市大字坂田十六番地

小沢昭 利 埼玉県桶川市大字坂田九十五番地

加藤 修 埼玉県桶川市大字坂田二百四番地

加藤 辰 雄 埼玉県桶川市大字坂田千四百四十五番地

加藤 力 埼玉県桶川市大字坂田千五百五十八番地

加藤 義 明 埼玉県桶川市大字坂田七十番地

小林 重 美 埼玉県桶川市大字坂田二百十九番地

齋藤 博 埼玉県桶川市大字坂田千三百六十七番地一

笹代 正 夫 埼玉県桶川市大字坂田百十九番地九

佐藤 和 則 埼玉県桶川市大字坂田二百四十五番地二

篠崎 和 美 埼玉県桶川市坂田東二丁目五番地二

相馬 誠 一 埼玉県桶川市大字坂田十八番地

高柳 哲 夫 埼玉県桶川市大字坂田千三百八十六番地

町田 賢 司 埼玉県桶川市大字坂田千三百九十九番地

就任した理事の氏名及び住所

市川 茂 夫 埼玉県桶川市大字坂田百十九番地三

梅原美 男 埼玉県桶川市大字坂田千三百三十一番地八

岡地 優 埼玉県桶川市大字坂田十六番地

小沢昭 利 埼玉県桶川市大字坂田九十五番地

加藤 修 埼玉県桶川市大字坂田二百四番地

加藤 辰 雄 埼玉県桶川市大字坂田千四百四十五番地

加藤 力 埼玉県桶川市大字坂田千五百五十八番地

加藤 義 明 埼玉県桶川市大字坂田七十番地

小 林 重 美	齋 藤 博	笹 代 正 夫	佐 藤 和 則	篠 崎 和 美	相 馬 誠 一	高 柳 哲 夫	高 柳 惣 一	町 田 賢 司	峯 川 光 男
埼玉県桶川市大字坂田二百十九番地	埼玉県桶川市大字坂田千三百六十七番地一	埼玉県桶川市大字坂田百十九番地九	埼玉県桶川市大字坂田二百四十五番地二	埼玉県桶川市坂田東二丁目五番地二	埼玉県桶川市大字坂田十八番地	埼玉県桶川市大字坂田千三百八十六番地	埼玉県桶川市大字坂田千三百四十三番地	埼玉県桶川市大字坂田千三百九十九番地	埼玉県桶川市大字坂田二百四十五番地八

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年一月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月十九日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 所沢武蔵村山立川線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
所沢市大字上山口字長峰二一八 九番二地先		区 間
一八・一〇ㄱ 二〇・三〇	一三・六〇ㄱ 一五・八〇	敷地の幅員 (メートル)
一二六・六〇		延長 (メートル)
地滑り対策による区 域変更		備 考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年一月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月十九日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 所沢青梅線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>所沢市小手指南二丁目二一番二 ○地先から同市小手指南二丁目 二二番一地先まで</p>		<p>区 間</p>
<p>九・〇〇〃 九・八〇</p>	<p>八・二〇〃 九・〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>三六・〇〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>歩道整備事業に伴う 区域変更</p>		<p>備考</p>

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年一月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月十九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 籠原停車場線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>熊谷市新堀七四六番一地从先から 同市新堀八八〇番六地先まで</p>	<p>熊谷市新堀七五五番四地从先から 同市新堀八八〇番一地从先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>二〇・〇〇〇 三四・一四</p>	<p>七・〇〇〇 一三・七五</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二七二・〇一</p>	<p>三三二・〇九</p>	<p>延 長 (メートル)</p>
<p>熊谷都市計画事業籠原中央第一土地区画整理事業</p>		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年一月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月十九日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

<p>路 線 名</p>	<p>県道川口草加線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>草加市吉町五丁目一三七二番四地先から草加市吉町五丁目一一二三番地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成三十年一月十九日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十年一月二十二日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長一八〇・九メートル</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年一月十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成二十九年十二月四日

指令川建セ第二九〇〇二八〇号

二 検査済証番号

平成三十年一月十六日

川建セ第二九〇〇四四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字寺谷二千四十九番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字月の輪七丁目二十番地五 グレイスムーン一〇二号室

上野 将光 上野 舞子

告 示

埼玉県教委告示第三号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成三十年一月十九日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

一 日時

平成三十年一月二十五日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について